

新会社法施行によりここが変わる!



ASK Information Bank
インフォメーションレター
 読者アンケート情報紙
3月号

株式会社なのに役員1人でもOK!

現行の法律では、株式会社には最低でも、取締役3名、監査役1名を揃えなければならないという規制があります。

これは、小規模な会社にとって、株式会社として設立する事に対するの資本金1,000万円という規制の次に厄介な規制でした。

役員になってくれる人がどうしても見つからないため、結局、名前だけの役員を入れたり、名前だけ借りる人もいないため、資本金はあるが、人員が足りないという理由で有限会社にせざるを得ないということも起きていました。

この厄介な規制が、新会社法ではゆるくなりました。
 現時点の改正点で役員に関する主要なものとして次の改正があります。

- ①取締役会の設置の規制をなくし、取締役1名でもよくなります。
- ②監査役は任意で設置できるようになります。
- ③取締役、監査役の任期を現行の取締役は約2年、監査役は約4年から、定数で定めれば最長10年までの任期とすることができるようになります。

■最低資本金制度が廃止される!

新会社法施行後は、資本金1円から株式会社を設立できるようになります。

■類似商号の調査がいらなくなる!

新会社法施行後は、付けたい商号が付けやすくなります。

■有限会社の新規設立ができなくなる!

新会社法の施行により有限会社法が廃止されます。

■現物出資が簡単になる!

新会社法の施行により、資本金を現物出資にする場合の検査役不要のための要件が「資本の5分の1」かつ、「500万円を超えない」という要件から「500万円を超えない」という規制のみになります。

■株式会社なのに役員1人でもOK!

現行の法律では、株式会社には最低、取締役3名、監査役1名を揃えなければならないという規制があります。

今年5月の会社法施行後、既存の中小企業がぜひ検討してほしいのが、名目的な取締役等の廃止です。これまでは、会社が倒産等してもその責任追求も緩いものとなっていました。今後は、本来置かなくてもいい取締役等については、名目的だろうが就任していれば、責任追求も厳しくなることが予想されます。現在の取締役等が友人や親族などの名目的なものであれば、彼らに無用な迷惑や心配を与えないためにも、名目的な取締役等は会社法施行を機に廃止すべきだと考えます。

